

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年1月17日（平成29年（行個）諮問第12号）

答申日：平成29年3月21日（平成28年度（行個）答申第203号）

事件名：本人による離職理由に係る異議申立てに関する離職票の記載内容に係る回答書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が、平成28年特定月日X及び特定月日Yに特定公共職業安定所Aにおける受給資格決定に関し、離職理由の異議申立てを行ったことについて、特定公共職業安定所Bが保有する特定公共職業安定所Aからの離職理由の異議申立てに係る同安定所への回答書及び回答に関する離職事業所からの提出書類若しくは聴取内容等の関係書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成28年10月11日付け愛労発安1011第1号により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

離職の事実を把握するため。

（2）意見書

行政及び民事で法的な対応を行った場合、書類が全開示の場合証拠として有効になる。

全文開示を要望する。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については、法14条7号柱書きの規定

に基づき原処分を維持して不開示とすることが妥当であるとする。

2 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が特定年月頃に特定公共職業安定所Aに行った特定事業所の離職理由に係る異議申立てに対する、特定公共職業安定所Bが保有している文書（以下、第3においては「対象文書」という。）であり、別紙に掲げる文書1ないし文書6により構成される。

(2) 不開示情報該当性について

文書1及び文書4の不開示部分には、特定公共職業安定所Bが特定事業所から聴取した離職理由に係る離職の経緯及び経緯に関する参考情報が記載されている。離職理由は、雇用保険の受給資格において基本手当を受給できる日数等に影響があるため、これらの情報は離職区分を判断する上で重要な情報となる。

仮にこれらの情報が開示されることとなれば、事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくなるなどにより、労働者の離職時の状況に関する正確かつ詳細な情報の事業者からの収集が阻害され、公共職業安定所における離職区分の適正な判断が困難となり、雇用保険業務の適正な遂行に支障を及ぼし、雇用保険の基本手当の不適切な支給につながるおそれがあるため、当該情報については、法14条7号柱書に該当することから、原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「離職の事実を把握するため」と主張しているが、上記(2)で述べたとおり、法12条に基づく開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに法14条各号に基づいて開示、不開示を判断しているものであり、審査請求人の主張は、本件対象保有個人情報の開示決定の結論に影響を及ぼすものではない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分を変更し、原処分において不開示とした部分のうち一部を新たに開示した上で、その余の部分については上記2(2)のとおり原処分を維持して不開示とすることが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月17日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月8日 審議

- ④ 同月 13日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年 3月 16日 本件対象保有個人情報の見分及び審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、「本人が、平成 28 年特定月日 X 及び特定月日 Y に特定公共職業安定所 A における受給資格決定に関し、離職理由の異議申立てを行ったことについて、特定公共職業安定所 B が保有する特定公共職業安定所 A からの離職理由の異議申立てに係る同安定所への回答書及び回答に関する離職事業所からの提出書類若しくは聴取内容等の関係書類一式」に記録された保有個人情報であり、具体的には、別紙に掲げる文書 1 ないし文書 6 に記録された保有個人情報である。

処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、法 14 条 7 号柱書きに該当するとして、不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているところ、諮問庁は、諮問に当たり、原処分の一部を新たに開示することとするが、その余の部分については、なお不開示とすべきとしている。

このため、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について、以下、検討する。

2 不開示情報該当性について

(1) 文書 1 の不開示部分について

当該部分には、特定公共職業安定所 B が特定事業所から聴取した離職票に記載された離職理由に係る離職の経緯に関する情報が記載されており、これを開示すると、特定事業所が離職理由に関する率直な主張を行いにくくなるなど、正確な事実関係の把握が困難となり、公共職業安定所の行う離職区分の判断の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(2) 文書 4 の不開示部分について

当該部分には、特定公共職業安定所 B が特定事業所から聴取した離職票に記載された離職理由に係る離職の経緯に関する情報が記載されており、上記 (1) と同様の理由により、法 14 条 7 号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を法 14 条 7 号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号柱書きに該当すると認められるので、

不開示とすることが妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

- 文書 1 特定公共職業安定所 B が特定公共職業安定所 A に送付した離職票記載内容の確認依頼に対する回答
- 文書 2 審査請求人より特定公共職業安定所 A に提出のあった離職票 - 2
- 文書 3 審査請求人に対する解雇通知
- 文書 4 特定事業所の内部規約
- 文書 5 特定公共職業安定所 A が特定公共職業安定所 B に送付した離職票記載内容の確認依頼
- 文書 6 審査請求人より特定公共職業安定所 A に提出のあった申立書及び給与明細書等の添付書類